

既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の

(財)日本建築防災協会のホームページへの掲載について

財団法人 日本建築防災協会

東海、東南海、南海及び宮城県沖地震等の再来の切迫性が指摘され、また首都圏等の直下型地震の発生も危惧されている今日、人命の安全と財産の保護のため、建築物の耐震診断、耐震改修の推進が重要な課題となっており、国、地方公共団体及び建築関係団体等では耐震診断、耐震改修の普及促進に鋭意努力を重ねているところである。

一方、建物所有者・管理者等が耐震診断、耐震改修を行おうとするときに、誰に相談したらよいか分からない状況があり、行政等に相談し本会を紹介された相談者から、かなり頻繁に本会に問い合わせ等がある。

こうした状況に対応するため、本会では、平成16年より、社団法人日本建築士事務所協会連合会の協力を得て、本会のホームページに、建築物の耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所を掲載し、所有者・管理者等の便に供しているところである。しかし、耐震診断、耐震改修の一層の推進のためには、更に名簿の充実を図る必要があることから、今般、社団法人日本建築構造技術者協会と協力し、建築士事務所登録された建築士事務所について、下記により本会ホームページの建築士事務所名簿の追加掲載を企画するものである。

記

1 目的

建築物の所有者、管理者等が耐震診断、耐震改修を行おうとする場合に、(財)日本建築防災協会のホームページにより、耐震診断、耐震改修設計を業とし誠実に行う建築士事務所登録された建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)が容易に検索できるようにする。

2 ホームページ掲載方法

(財)日本建築防災協会のホームページに、(社)日本建築構造技術者協会の協力により提供された耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の名称、所在地、管理建築士名、担当建築士名((社)日本建築構造技術者協会会員で構造設計1級建築士又はJSCA建築構造士であることが要件)、連絡先及び対応できる建築物の構造区分(鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造)を都道府県別、都市別に掲載する。

3 (財)日本建築防災協会と(社)日本建築構造技術者協会の合意

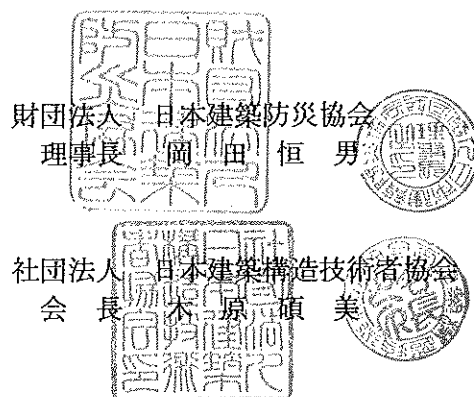
(財)日本建築防災協会と(社)日本建築構造技術者協会は、別紙1のとおり合意する。

4 掲載希望建築士事務所の了解事項及び(社)日本建築構造技術者協会での会員確認と(財)日本建築防災協会への名簿提出等

(財)日本建築防災協会のホームページに掲載を希望する(社)日本建築構造技術者協会の会員を有する建築士事務所は、了解事項を了解し、(社)日本建築構造技術者協会に別紙2「(財)日本建築防災協会ホームページ掲載申込書」を提出する。(社)日本建築構造技術者協会は掲載希望建築士事務所の会員であり担当建築士として名簿に記載する建築士の会員確認を行い、別紙3「(社)日本建築構造技術者協会から(財)日本建築防災協会への掲載建築士事務所リスト様式」(以下、「リスト様式」という。)にとりまとめて(財)日本建築防災協会に提出する。

既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の
(財)日本建築防災協会ホームページへの掲載に係る合意事項

平成21年3月16日



(財)日本建築防災協会と(社)日本建築構造技術者協会は、以下に示す「既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の(財)日本建築防災協会ホームページへの掲載に係る了解事項」(以下、「了解事項」という。)について了解した建築士事務所登録された建築士事務所の名簿を(社)日本建築構造技術者協会から(財)日本建築防災協会に提供することについて合意する。

既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の
(財)日本建築防災協会ホームページへの掲載に係る了解事項

- ① (財)日本建築防災協会のホームページに掲載された建築士事務所は、住宅や建築物の所有者・管理者等から耐震診断、耐震改修に関する問い合わせがあった場合は、誠意をもって対応する。
- ② 上記建築士事務所は、耐震診断、耐震改修設計を業務として責任をもって行う。
- ③ 建築士事務所には、耐震診断、耐震改修設計を的確に行うことのできる建築士で(社)日本建築構造技術者協会の会員で構造設計1級建築士又はJSCA建築構造士である担当建築士を有している。
- ④ 上記建築士は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断の指針と同等と認定された(財)日本建築防災協会発行の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木造等に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等をテキストとする講習会を受講している。
- ⑤ (財)日本建築防災協会の責任
(財)日本建築防災協会は、(社)日本建築構造技術者協会から提供された建築士事務所の名簿をホームページに掲載するものとし、この名簿に掲載された個々の建築士事務所に関しての消費者からの問い合わせには応じないものとし、又責任も負わないものとする。

* この申込書は、(社)日本建築構造技術者協会(JSCA)に平成21年〇月〇日までにご提出ください。

財団法人 日本建築防災協会ホームページ掲載申込書

平成 年 月 日

社団法人日本建築構造技術者協会 殿

建築士事務所名
開設者名
登録都道府県名
登録番号

印

下記の「既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の(財)日本建築防災協会ホームページへの掲載に係る了解事項」を了解いたしますとともに、(財)日本建築防災協会のホームページへの掲載を希望いたします。

記

既存建築物耐震診断、耐震改修設計を業とする建築士事務所の
(財)日本建築防災協会ホームページへの掲載に係る了解事項

- ① (財)日本建築防災協会のホームページに掲載された建築士事務所は、住宅や建築物の所有者・管理者等から耐震診断、耐震改修に関する問い合わせがあった場合は、誠意をもって対応する。
- ② 上記建築士事務所は、耐震診断、耐震改修設計を業務として責任をもって行う。
- ③ 建築士事務所には、耐震診断、耐震改修設計を的確に行うことのできる建築士で(社)日本建築構造技術者協会の会員で構造設計1級建築士又はJSCA建築構造士である担当建築士を有している。
- ④ 上記建築士は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(財)日本建築防災協会の主催する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木造等に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等の講習会を受講している。
- ⑤ (財)日本建築防災協会の責任
(財)日本建築防災協会は、(社)日本建築構造技術者協会から提供された建築士事務所の名簿をホームページに掲載するものとし、この名簿に掲載された個々の建築士事務所に関しての消費者からの問い合わせには応じないものとし、又責任も負わないものとする。

* 当事務所のホームページ掲載内容は次のとおりです。

注1) 構造区分の欄は、相談に応じることのできる建築物の構造を次の略称を用いて記入してください。

RC:鉄筋コンクリート造、SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造、W:木造

注2) 電話番号及びFAX番号は市外局番を必ず記入してください。

- ・構造区分 _____
- ・建築士事務所名 _____
- ・所在地 〒 _____
- ・管理建築士名 _____
- ・担当建築士名(下記の建築士等資格は該当するものに○印 欄不足の場合は追加して下さい)
 建築士等資格 構造設計1級建築士、JSCA建築構造士 氏名 _____ JSCA会員番号 _____
 建築士等資格 構造設計1級建築士、JSCA建築構造士 氏名 _____ JSCA会員番号 _____
- ・電話番号 市外局番(_____) - (_____) - (_____)
- ・FAX番号 市外局番(_____) - (_____) - (_____)
- ・メールアドレス _____

* この申込書に記載する担当建築士は、本会の会員であることを確認しました。

平成 年 月 日

社団法人 日本建築構造技術者協会 印